参考資料２

公立大学法人青森県立保健大学

令和7年度計画

令和7年3月

目次

□　項目別実施状況

１　教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置（教育）　1

２　教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置（研究）　20

３　教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置（地域貢献）　23

４　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置　28

５　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置　31

６　教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置　33

７　その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置　35

８　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画その他の計画　37

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
Ⅰ　中期計画の期間		
令和２年４月１日から令和８年３月31日まで		
Ⅱ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置		
１　教育に関する目標を達成するための措置		
(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置		
ア　学士課程		
【１】入学者選抜方法		
地域に貢献できる人材を選抜するために、令和２年度に入学者選抜方法を改革する。入試方法変更による混乱を防ぎ、安全・公平で有効な入試を行う。 入試改革後の倍率、入学後の学修状況の検証を行い、必要に応じ選抜方法の改善を行う。	1	① 入試の安全で有効な実施 ア　安全な入試の実施 各入試において安全な入試が実施できるように、実施要領等の点検を十分に行い、実施体制を整備する。また、社会情勢の情報収集を適切に行い、必要時速やかに対応する。 イ　公平な入試の実施 安全で公平な入試を実施するために、作問、面接、評価に関する基準を整備し、運用・評価する。アドミッション・ポリシーと入試方法との関連性を含め、入試について教員への周知を行う。
	2	② 入試の検証 ア　入試倍率と学修状況の検証 各入試における倍率の推移とその要因分析を行い、必要時次年度からの入試方法の検討を行う。加えて、学修状況の検証選抜方法と休退学、ＧＰＡ及び国家試験合格率との関連を調査し、選抜方法の有効性を検証し、必要時次年度からの入試方法の検討を行う。 ※　ＧＰＡ（Grade Point Average）について ＧＰＡとは、科目ごとの評点に応じたポイント（Grade Point）にその科目の単位数を乗じた値の合計値を、履修総単位数で除し算定した値を指す。これを利用したＧＰＡ制度は、世界標準的な大学での成 績評価の方法であり、公平な成績評価指標として導入する大学が増えている。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
【２】学生募集方策		
地域の保健、医療及び福祉への興味・関心並びに家庭の経済状況に関わらず進学意欲を高めるための高大連携の取組の推進や高校生に加え、中学生やその保護者が本学に魅力を抱くことができるための学生募集活動を充実させる。 また、県内の保健、医療及び福祉ニーズに貢献しようとする志の高い人材を育成し、専門職としての多様なキャリア形成を支援することに加え、県内出身者が高等教育を受ける機会を拡充するため、県内高等学校等生徒の受入れの拡大について、次期中期計画期間中の実施に向け選抜方法の見直しを行う。	3	① 学生募集の継続と新たな学生募集方策の検討・実施 ア　高校生・中学生に地域の保健・医療・福祉に興味関心を持ってもらうため、学生が主体となって本学の魅力を発信できる取組を企画・検討し、実施する。 　また、キャリア教育及び進路選択への情報提供の一環として、高校生に加え、中学生や保護者も対象とした企画を検討し、実施する。 イ　オープンキャンパス、高校訪問、進学相談会（学外及び大学独自開催）、大学見学、母校訪問等を引き続き実施する。 　また、高校生・中学生が経済状況に関わらず本学に魅力を抱き、本学への進学意欲を高めることを後押しするための取組を検討、実施する。 ウ　本学に興味・関心を持つ高校生・中学生及び保護者等に向けて、迅速かつわかりやすく本学のイベント等の情報提供を行うため、ホームページ、Instagram等の多様な媒体の活用、及び県や市、教育委員会等の協力を得て積極的に情報を発信する。
	4	② 入試内容の変更 選抜内容、および方法の変更 　令和９年度入学者選抜に係る変更を検討している。決定したことをしたに記す。 1）学校推薦型選抜の枠組みを変更した。 　①地域定着枠をキャリア形成支援枠とした。 　②一般枠を県内人材育成枠とし、一般枠にあった県外者を廃し、一部定員を増やした。 　③上記一部定員を増やしたことにより、一般選抜後期日程の定員を減じた。 2）学校推薦型選抜の入学試験について 　①県内人材育成枠については、従来の一般枠における小論文を廃し、総合問題を採用する。 　②総合問題は、各学科のアドミッションポリシーを踏まえ、入学後の修学に必要な科学的思考力及び論理的思考力を問う。 　③全学科共通問題において英語力を問う。 　以上の入試内容の変更を基盤として、入試の詳細を決定していく。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
	5	③ 高大連携事業の取組の推進 ア　大学での学修内容への興味・関心や進学意欲を高めるため、高校生による本学の授業の受講、高等学校への出張講義や進路ガイダンス、大学見学の受け入れ、及び卒業生との懇談等を実施する。なお進路ガイダンスについては高校側の要望と効率的な教員派遣の観点から実施方法を見直し、実施する。 　青森東高校との間でこれまで実施してきた高大連携事業を発展的に解消し、今年度から県内全域の高校2年生を対象に実施する。これを実現するためにオンライン受講や夏季集中講義の形態も導入し、新しい形式で実施する。 イ　新しい形式での高大連携事業を広く周知し、高校生が本学に魅力を抱いてもらえるように受講生アンケート等を実施して事業内容等を検討、改善する。 ウ　高大連携事業に効果的かつ効率的に取り組むために、前年度のアンケート結果等を参考に進路指導情報交換会及び高校教員の大学見学会の実施方法を見直す。 　また、高校訪問による意見交換等を継続し、要望等について検討する。 エ　地域の保健・医療・福祉への興味・関心を高めるために、本学で実施される公開講座、セミナー等を高等学校に積極的に周知 オ　オンライン等を活用した、高校生が大学生と交流、相談できるための取組について、実施方法を見直し継続する。
	6	④ 地域で活躍・定着する人材を発掘するための取組の推進 ア　関係部署と連携して看護学科の「地域定着枠」の概要について、高校生及び高校教員に周知できる仕組みを継続して検討し実施する。 イ　中学生・高校生及び保護者に対して、保健医療福祉職への理解を深めるための取組（中学生のためのキャリア発見デー、キャンパスオープンデー等）を継続実施する。また幼児から小学生に向けては絵本プロジェクト（読み聞かせ活動）を周知し、推進する。 ウ　高校生と在学生及び卒業生が協働して地域で働く魅力や保健医療福祉の課題を考えるための取組(中高生ワークショップ等）について継続して実施する。

中期計画	小項目No.	令和７年度計画
実施事項及び内容		内　　容
イ　大学院課程		
【３】学生募集方策の検討及び実施		
進学意欲を高めるために、健康科学に関する高度の専門知識や研究能力を修得できる本学大学院の教育・研究体制を本学部生や保健、医療及び福祉の関連団体に効果的に広報する。受験情報を提供するために、進学相談会を効果的・効率的に開催し、大学院担当教員の研究活動状況を積極的に発信する。 本学学部生が大学院での教育・研究に魅力を抱けるように、大学院における研修やセミナー等への参加を促進する。	7	① 本学学部生や保健、医療及び福祉の関連団体等への積極的な広報の推進 大学院入学案内パンフレットや大学案内LIVE2026を作成し、学外や本学学部生への広報を継続的に推進する。特に、令和８年度に開設する新しいCNSコース(老人看護及び感染症看護)について重点的にPRするとともに、同年度から博士後期課程で受け入れを開始する秋入学制度について、予告を行う。 県内高校の進路指導教員を対象にした進路指導情報交換会で大学院の魅力をPRする。 広報委員会と協働して、Instagramを利用し、タイムリーに大学院の活動や入試、進学相談会情報を継続的に発信する。 大学院担当の教員の研究活動を紹介するために、ヘルスプロモーション戦略研究センター（以下「研究センター」という。）との共催で「大学院公開ゼミ」や「学内ラボツアー（実験室や演習室の見学）」を開催する。 学内推薦選抜の周知のため、学部１～３年生対象のガイダンスで紹介し、さらに「大学院進学ガイダンス」を現大学院生の参加のもと実施する。 認定されたBPを活用するために、CNSコースへ入学希望する社会人や病院又は施設管理者に対して積極的なPRを推進する。また、該当するCNSコースの修了生がいた場合、「専門実践教育訓練」の指定講座に申請できる条件を満たすため、指定申請手続きを行う。 ※　職業実践力育成プログラム（Brush up Program for professional＝BP）は、主に社会人を対象とし、実践的・専門的な授業等が受けられるように文部科学大臣が認定するプログラムである。今後、厚生労働大臣により「専門実践教育訓練」として指定されると、受講生への給付金や派遣した企業への助成金支給が可能になる。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
	8	② 受験情報の効果的な提供と研究情報の発信の推進 オンライン方式と対面方式を駆使して大学院進学相談会の開催を継続的に推進し、PRを強化する。 広報委員会と連携し、SNSを駆使して大学院担当教員の研究活動情報の積極的な発信を継続的に推進する。 国内外の多様な入学生を受け入れるために、博士後期課程におけるオンライン入試情報の継続的な発信に加え、令和８年度から入学者を受け入れる秋入学制度についても予告を行う。 大学院ホームページの英語版大学院情報を必要に応じて更新し、タイムリーに情報を発信する。
	9	③ 本学学部生に対する大学院関連研修やセミナー等の情報提供や参加の促進 本学学部生が大学院での教育・研究に魅力を抱けるように、特別研究の発表会（公開審査会や公開発表会）や特別講義等への参加を継続的に推進する。
【４】社会的ニーズに見合った受入体制の検証と改善		
高度専門職としての資質や実践力を有して地域で活躍できるような人材の確保に向け、受入体制を検証し、必要に応じて改善を行う。 公衆衛生に関する地域の健康課題を把握し、それを解決できる高度な素養を有する新しい修士の学位を与えるコースの準備、開設を行う。開設後は適宜点検を行い、必要に応じて改善する。	10	① 入学生の受入体制の検証と必要に応じた改善 新入学生向けのガイダンスでは、大学院での授業や生活を円滑に進めるための情報や学位論文審査のプロセスや学位審査基準等に関する情報を、必要に応じてオンデマンド配信し、入学生の大学院での教育・研究のサポートを強化する。 社会人が仕事と学修の両立ができるように、土日・夏季期間中の授業開講の継続的実施、特別研究発表会の土日祝日開催を行う。授業及び特別講義等に積極的に遠隔授業を活用する。これらのことを大学院受験を考える地域の保健医療福祉職等にホームページ等を用いて情報提供を継続的に行う。
	11	② 地域の公衆衛生を担う高度人材の育成とMPHプログラムの周知 MPHプログラムの教育・研究活動や社会的な役割・責任等が地域に理解されるように、学外や本学学部生への広報を継続的に推進する。
	12	③ 地域の看護を担う高度人材の育成と新たなCNSコースの開設 新たな専門看護師教育課程（CNSコース：老人看護及び感染症看護）の開設に向け、開設に係る情報収集および検討を踏まえ、必要な申請手続を行うとともに、学生受け入れの準備を進める。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
(2) 学生の育成に関する目標を達成するための措置		
ア　学士課程		
【５】教養教育		
主に「自らを高める力」を養成するために、人間やその生活への理解を深める教養、生涯にわたって活用できる自己学習力、グローバルな視野を育み心の障壁を取り除いて多様な人々とこころを開いて接することのできる表現力を育成する。	13	① 健康科学総合教育部門と専門教育との連携による教養教育の充実 健康科学総合教育部門の新設に伴い、英語を含めた教養教育は基本的に同部門を中心に運営されることになる。それに加えて、新採用教員が多いこともあり、教養教育が各学科で行われる専門教育と有機的に連携して充実したものとなるように、教務委員会や学部運営連絡会議等で調節を図る。 グローバルヘルスプログラムの開始に伴い、新カリキュラム内における多様性の強化と国際的な視点の学びが４年間を通して確保できるように、科目担当教員と連携しながら計画を推し進める。
【６】健康科学部共通教育		
主に「統合的実践力」を育成するために、地域課題であるヘルスリテラシーの向上を核とし、多職種と協働できる実践力を育成するために、４学科混合でのディスカッションを主体とした実践教育を行う。 ※　ヘルスリテラシー（Health Literacy）とは、健康面での適切な意思決定に必要な基本的健康情報を自ら理解し、効果的に活用する能力のことである。	14	① 学部共通科目の円滑で有効な教育 健康科学総合教育部門の新設に伴い、学部共通科目(学科横断科目)は基本的に同部門を中心に運営されることになるが、学部共通科目（学科横断科目）が各学科で行われる専門教育と有機的に連携して充実したものとなるように、教務委員会や学部運営連絡会議等で調節を図る。 教務委員会等で同科目の準備や運営の状況を相互確認するとともに、「統合的実践力」を育成できる教育内容・方法となっているかを見直し、必要な場合に改善を図る。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
【７】専門教育		
主に「専門的知識に根差した実践力」及び「創造力」を育成するために、学習の順序性を重視し、アクティブラーニングを主体とした教育により、専門職に必要な知識、技術、倫理観等を教授する。具体的には、学科ごとに下記のとおり取り組む。 ① 看護学科 専門的知識・実践力および倫理観を身につけるために、臨地実習施設と連携し、効果的な教授法を用いた教育を行う。キャリア形成を見据え、看護の対象となる人々の健康課題を見出し、多職種と協働して問題解決できる力を育成する。	15	①　看護学科 ア　実践力および倫理観を身につけるための教授法の検討・実施・評価 (ｱ)　倫理観を身につけるための教授法の改善策を継続的に実施する。 (ｲ)　作成した第６次カリキュラムを教員が共通認識し計画通りに運営する。 (ｳ)　令和６年度に明らかにした限られた実習の学修効果を最大限にするための教育方法の課題について対応策を講じ、実践力に直結する実習教育を進めていく。 イ　多職種と協働して健康課題について解決していく力を育成する教授法(遠隔授業を含む)の検討・実施・評価 地域の人々の健康課題に対して多職種と協働して問題解決するための教授方法の改善策を継続的に実施する。 また、４学科合同科目の情報共有を図りながら、教育内容・教育方法の改善策を講じ、教育の充実を図る。 ウ　キャリア形成支援のための教授法の検討・実施・評価 (ｱ)　学生から専門職への移行期教育支援の取組を継続実施し、教育と臨床をつなぐ卒業生参加型の教育体制を構築する。 (ｲ)　令和6年度に明らかにしたキャリア形成に必要な自己教育力の課題について改善策を講じ、実施する。 (ｳ)　地域定着枠学生の意向と関係施設を調整し、就職先の最終決定及び試験に合格できるよう支援する。地域定着枠卒業生がキャリアサポートプログラムに沿って円滑に勤務できるように支援する。 エ　新カリキュラムの実施 新カリキュラム全体について教員間で共有し、期待される学習成果（知識・技能・態度など）が得られるように運営する。 新設される学部共通科目(学科横断科目)やグローバルヘルスプログラムと学科科目との相互関係を理解し連携できるように準備する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
② 理学療法学科 　時代に対応した高度な知識や技術を習得するための教育を強化する。また講義や臨床実習を通して倫理観を養い、専門的知識に根差した実践力を高めるとともに、地域課題を理解し、多職種で連携して問題を解決する統合的実践力を育成する。	16	② 理学療法学科 ア　理学療法士の人材育成 　社会情勢変化や地域課題に対応できる科学的根拠と実践力を備えた専門職を養成する専門職養成教育を展開する。また急速に進む職域拡大を見据えて、応用的側面をも考慮した教育活動を実施し、多方面で活躍できる人材輩出を進めていく。 　国家試験合格率を高めるとともに、学生の要望に応える形で大学院進学や就職支援を支援する。 イ　高度な専門知識と技術に対応する教授の実施 　各専門科目では、職域拡大や新たな専門分野への対応を見据えるとともに、最新知見に基づく高度な専門知識と技術を教授する。 　実習科目では、臨場感のある教授方法と懇切丁寧な指導に基づいた技術の修得を一層推進する。 ウ　臨床実習施設の整備・充実 　臨床実習教育の安定的運用のため、引き続き実習施設の確保につとめる。また実習指導者会議や臨地教授制度を活用し、臨床実習指導者と学科教員との密な連携に裏打ちされた教育効果の高い臨床実習教育を推進する。 　新カリキュラムで新たに導入する1年臨床見学実習や3年臨床評価実習を見据え，近隣実習施設とのつながりを強化するとともに、4年臨床地域実習の円滑な実施のため介護老人保健施設の確保に取り組む。 　臨床実習前後に学内で実施する客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination：OSCE）や、知識技術に関する準備教育を充実させる。 エ　地域課題の理解と課題解決を目指した科目や教授の実施 　ヘルスリテラシー科目、専門支持科目及び基幹科目の授業において、青森県の保健・医療・福祉関連の課題を認識させ、その課題解決能力向上のための学習を促す。 オ　臨床実習指導者講習会への対応 　臨床実習指導者を育成する臨床実習指導者講習会に積極的に携わり、県内の受講者を増やし、臨床実習指導者を充実させる。 カ　新カリキュラムの適正な実施 　令和７年度から始まる新カリキュラムの適正な実施と運用、新たな学科横断科目「学際科目」をはじめとする、次年度以降新たに開講される科目群の準備を進め、新カリキュラムの安定的運用に努める。また新たに開設されるグローバルヘルスプログラムについて、関連科目を通じて積極的に貢献する。 　早期体験学習（Early exposure）として新カリキュラムで新たに導入する1年臨床見学実習を充実させる。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
③ 社会福祉学科 　社会福祉学の基盤となる知識と技術の習得に加え、社会福祉施設等と連携のもと、実習教育のさらなる充実により、専門的なソーシャルワーク実践を教授する。社会福祉領域における課題を見出し、その問題解決に寄与できる論理的思考と研究能力を育む教育を行う。	17	③ 社会福祉学科 ア　社会福祉士・精神保健福祉士の人材育 成 　地域課題の解決及びミクロ・メゾ・マクロソーシャルワークを展開できる実践能力の高い専門職の基盤となる専門教育を行い、国家試験結果や専門職としての就職率から、専門職育成と人材輩出という使命が果たせているかを検証する。 　あわせて新カリキュラム対応の国家試験出題傾向分析を行い、授業や国家試験対策に反映させる イ　社会福祉施設等との連携による実習教育の充実 　県内の社会福祉施設等における実習場所を確保する。あわせて実習機関・実習指導者フォローアップセミナーを定期開催し、教育の質を担保する。 　実習先に実習指導者が必置であることから、実習指導者の養成に努めるとともに、実習施設に対し実習指導者の恒常的配置への働きかけを行う。また、実習先の臨地教授や実習指導者による実習前教育の充実を図る。 　第６次カリキュラム第２版移行(社会福祉養成課程の見直しによる)に伴う、実習先や指導者へフォローアップと実習内容の評価を行う。 ウ　実習と連動した演習・講義科目の検討 　演習・講義科目で学生のケアマネジメント能力や援助技術を向上させる方法の検討を行う。また、学生と実習先の実習指導者等が集まってスーパーヴィジョンや事例検討できる研究会活動を継続させる。 エ　地域課題の理解と課題解決を目指した教授内容の充実 　基幹科目や学科の特別講義等の中で、地域課題に特化した内容を盛り込む。実習（ソーシャルワーク実習等）において地域課題への理解を深め、また、卒業研究をとおして論理的思考と研究能力を習得することにより、課題解決に向けたスキルを向上させる。 オ　学則別表６の２カリキュラムに基づく専門教育の実施 　厚生労働省による社会福祉士・精神保健福祉士養成課程の教育内容の見直し（令和３年度入学者から導入）を踏まえて 作成された学則別表６の２カリキュラムに基づいて、専門教育を推進する。その運用状況について、点検を行い、第６−３次カリキュラムへ発展的に移行する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
④ 栄養学科 　栄養学の専門職者として高いレベルの技量を発揮・提供し、国民に大いに貢献できる人材の育成を目指す。そのために、栄養学及び関連諸科目の高度な専門的知識と技術の習得、及びこれらを基盤として、様々な課題を自己解決できる総合的な実践能力を育む教育を行う。	18	④ 栄養学科 ア　管理栄養士の人材育成 　社会に求められる総合的な実践能力を有する専門職輩出のため、栄養学及び関連科目の高度な専門的知識と技術の教育を図り、論理的思考力や実践力、そして問題解決能力をもった管理栄養士の育成をする。その検証は、授業改善アンケートでの理解度や満足度の評価及び国家試験合格率や専門職就職率、卒業生の声をもとに、その使命が果たせているかを検証する。 イ　臨地実習環境整備と学習支援 　高度専門職者としての実践能力向上のため、臨地実習を依頼する医療・福祉施設、保健所、学校等との緊密な連絡・連携を取りながら、学生にとって、実践的でより有効な実習となるよう連携・協力の強化を継続する。 　また、通常の学習においても、セメスターごとに成績不良者または困窮者に対し積極的な支援・指導を行う。 ウ　地域に根差した課題への取組 　地域の健康課題に向き合い、その解決を目指した教育（ヘルスリテラシー科目等）とその実践（地域イベント等）を他職種と協働して行う。 エ　第６次カリキュラムへの対応 　第６次カリキュラムへの円滑な移行を図るとともに、カリキュラム改定による学生の疑問や不安に丁寧に対応する。各教員が改定時の課題を意識して科目の内容を振り返り、関連科目間で情報共有し、教育内容を改善することで、カリキュラム改定による教育効果の向上に繋げる。 オ　キャリア形成支援と学生教育の見直し 　現役実践者や進学経験者による講義や演習、情報提供の場を設け、学生が現状に則した管理栄養士像と具体的な将来像をイメージできるように、就職、進学双方についてサポートする。現役実践者もしくは有識者より、現在および将来を見据えた管理栄養士の課題や社会的なニーズに関する情報提供を受ける機会を設け、養成教育及び卒後教育に繋げる。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
【８】カリキュラム評価と構築		
第５次カリキュラムが令和３年度に完成年次となるため、令和４・５年度に総括的評価を行い、必要に応じて令和６年度から開始する第６次カリキュラムを制定する。 また、各専門職の指定規則の変更等で必要となるカリキュラム変更は随時行う。	19	① 第６次カリキュラムの調整と検証 令和７年度から始まる第６次カリキュラム、いわゆる新カリキュラムにおいては、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明確化したシラバスにより、適切な運用状況、および教育効果について検証する。
イ　大学院課程		
【９】大学院生の教育と研究推進（博士前期課程）		
健康科学研究に関わる基盤的知識、研究創造力、研究倫理を高める教育を行う。また、地域の健康課題の解決に資する科目の開講などにより、地域特性を踏まえた保健、医療及び福祉における健康課題の解決に資する高度な研究能力及び実践能力の向上を目指した教育を行う。 学術集会や研究会等での研究成果の発表を推進する。また、健康課題の解決に繋がる具体的成果や知的財産等の地域社会への還元を推進する。 ＜数値目標＞ ・修了年次での学会発表件数１件/人以上。 ・保健、医療及び福祉等の関係機関での業務改善につながるデータ、知的財産の取得等、地域社会への具体的成果の還元件数は研究科全体で２件以上。	20	① 基礎科目の充実と地域の健康課題の解決に資する教育の充実・改善 基盤科目において公衆衛生学をはじめとする健康科学の研究に関わる高度な見識を育成するための基盤となる科目を引き続き充実させる。 大学院生の研究倫理をより高めるために、研究センターと協力して「研究倫理教育の基本方針」に沿って研究倫理の意義などを周知するとともに、研究倫理eラーニングの受講を継続的に促す。 教育・研究の質の保証を確保する一環として、各学位課程（CNSコースを含む）のディプロマ・ポリシーに基づく、学修到達度の目標や到達度の基準・評価方法等を明確にする。 令和８年度から新たに始まるカリキュラムのために、令和６年度に研究科委員会内で立ち上げた大学院教育研究質保証専門部会を継続開催し、新カリキュラムの最終案を作成し、関係諸機関に届出等を行う。 教員が研究指導を担当する大学院生の学修や研究状況を把握し、助言等をできるように明文化した「研究指導計画書（授業・研究指導ポートフォリオ）」の活用を推進し、必要に応じて評価・改善等を行う。 教育や研究指導体制を強化・充実するために、厳正な審査を通して論文指導担当教員を増員する。また、現在の審査基準について、必要に応じて見直しを行う。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
	21	② 研究発表及び学内研究費助成制度への応募の促進 ガイダンスや研究発表会等で研究プロセス並びに学会発表・論文発表の意義付けを継続的に行い、学術学会・集会等での研究成果の積極的な発表を促進する。 大学院生や若手の研究者に対して研究アイデアや研究成果の創出を支援するために、大学院と図書館、研究センターとが共催して研究談話会や研修会等を開催する。 大学院生の個々の研究内容を充実・深化させ、研究成果の発表・投稿をサポートするために、大学院生に対して学内の研究費助成制度や論文発表推進特別支援助成金への積極的な応募を促す。
	22	③ 研究成果の地域社会への還元 ガイダンスや特別研究の発表会等で社会に役立つ研究成果の意義を強調し、地域社会等への具体的成果の還元を継続的に推進する。
	23	④ ヘルスプロモーション戦略研究センターの研究・調査との連携の推進 研究センターが募集する「プロジェクト型研究」をはじめとする研究調査関連事業への大学院生の研究連携を引き続き、推進する。 大学院生に対して研究センターが主催する研究セミナー、科研費講習会等への参加を継続的に推進する。また、青森県保健医療福祉研究発表会への参加・発表及び各種雑誌への投稿を強く促す。 研究・調査等に参加した大学院生へのアンケート調査等を実施し、参加状況に関する課題を明確にする。

中期計画 実施事項及び内容	小項目No.	令和７年度計画 内　　容
【10】大学院生の教育と研究推進（博士後期課程）		
学際的な視点から研究を推し進めるための基盤的知識、研究創造力、研究倫理を高める教育を行う。また、地域の健康課題の解決に資する科目を開講し、地域特性を踏まえた保健、医療及び福祉における高度な研究及び人材育成能力の向上を目指した教育を行う。 学術集会や研究会等での研究成果の発表を推進する。さらに、独創性のある研究論文の作成及び公表を推進する。また、健康課題の解決に繋がる具体的成果や知的財産等の地域社会への還元を推進する。 ＜数値目標＞ ・各学年における学会発表件数１件/人以上。 ・各学年及び修了後１年以内における学術雑誌への投稿件数１件/人以上。 ・保健、医療及び福祉等の関係機関での業務改善につながるデータ、知的財産の取得等、地域社会への具体的成果の還元件数は研究科全体で２件以上。	24	① 学際的視点からの地域の健康課題の解決に資する教育の充実・改善 大学院特別講義等を充実させ、地域の健康課題の解決に資する教育や研究を通じて、人材育成を継続的に推進する。 大学院生の研究倫理をより高めるために、研究センターと協力して「研究倫理教育の基本方針」に沿って研究倫理の意義などを周知するとともに、研究倫理eラーニングの受講を継続的に促す（小項目No.19再掲）。 教育・研究の質の保証を確保する一環として、学位課程のディプロマ・ポリシーに基づく、学修到達度の目標や到達度の基準・評価方法等を明確にする（小項目No.19再掲）。 令和８年度から新たに始まるカリキュラムのために、令和６年度に研究科委員会内で立ち上げた大学院教育研究質保証専門部会を継続開催し、新カリキュラムの最終案を作成し、関係諸機関に届出等を行う。（小項目No.19再掲）。 教員が研究指導を担当する大学院生の学修や研究状況を把握し、助言等をできるように明文化した「研究指導計画書（授業・研究指導ポートフォリオ）」の活用を推進し、必要に応じて評価・改善等を行う（小項目No.19再掲）。 教育や研究指導体制を強化・充実するために、厳正な審査を通して論文指導担当教員を増員する。また、現在の審査基準について、必要に応じて見直しを行う（小項目No.19再掲）。 研究能力の向上のために、大学院生の研究セミナー・研修会等の情報提供及びそれらへの参加を促す。また、大学院生に対して、プレＦＤ研修として大学教員向けのＦＤ研修会等への参加を促す。 ※　プレＦＤ（Faculty Development）とは、大学院生が修了後、自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための研修。

中期計画 実施事項及び内容	小項目No.	令和７年度計画 内　　容
	25	② 研究発表、学術雑誌への投稿並びに学内研究費助成制度への応募の促進 ガイダンスや研究発表会等で研究のプロセス並びに学会発表・論文発表の意義付けを継続的に行い、学術学会・集会等での研究成果の発表を引き続き推進する（小項目No.20再掲）。 大学院生や若手の研究者に対して研究アイデアや成果の創出を支援するために、大学院と図書館あるいは研究センターが共催して、研究談話会や研修会等を開催する（小項目No.20再掲）。 大学院生の個々の研究内容を充実・深化させ、研究成果の発表・投稿をサポートするために、大学院生に対して学内の研究費助成制度や論文発表推進特別支援助成金への積極的な応募を促す（小項目No.20再掲）。
	26	③ 研究成果の地域社会への還元 ガイダンスや特別研究の発表会等で社会に役立つ研究成果の意義を強調し、地域社会等への具体的成果の還元を継続的に推進する（小項目No.21再掲）。
	27	④ ヘルスプロモーション戦略研究センターにおける研究・調査との連携の推進 研究センターが、企画した「プロジェクト型研究」をはじめ、研究調査関連事業への大学院生の研究参加・連携を継続的に推進する。 大学院生対して研究センターが主催する研究セミナーや科研費講習会等への参加を継続的に推進する。また、青森県保健医療福祉研究発表会への参加・発表及び各種雑誌への投稿を強く促す（小項目No.22再掲）。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置		
ア　教員の教育力の向上・教育方法の改善		
【11】ＦＤ・授業改善		
体系的な全学ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）を継続して実施するとともに、各学科や大学院の特性やニーズに応じた組織的なＦＤ活動を推進し、また、アンケート等による学生からの意見のより効果的なフィードバック法を構築し、教員の教育力の向上と実質的な教育方法・授業内容の改善に活用する。 ※　ＦＤとは、教員が事業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称である。	28	①　ＦＤ研修会の実施 教育力の向上のみならず、研究・社会貢献・組織運営活動における課題や強みをテーマに、学部、各学科、研究科、キャリア開発センター、研究センター等、それぞれの部署が主導してＦＤ研修会を開催する。体系的に大学活動の質を向上させるために、企画及び評価を継続的質向上委員会で検討し、今後の改善活動に活かす。
	29	②　教育方法・授業内容の改善と評価 新様式にしたシラバスとディプロマポリシーとの関連性を強めているかをピアレビュー、学生による授業改善アンケート等を通して、新様式にしたシラバスの効果を検証する。 また、新カリキュラム1年次科目については、ピアレビュー、および学生による授業改善アンケートを積極的に進め、2年次以降の教育に結びつけるための資料を蓄積する。 高大連携授業については、No4に記載しているところであり、受講した高校生からの「受講に関するアンケート等」から、それぞれの専門科目の内容に反映に資する基礎資料とする。 卒業研究については、各学科の現状を共有し、よりよい教育方法の検討を行う。 ※　ピア評価とは、専門的・技術的に共通の知識を有する教員によって行われる授業評価である。
	30	③　新カリキュラムの運営と調整 新カリキュラムが実施されることから、カリキュラム遂行が円滑に進むように学部運営連絡会、および教務委員会で調整する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
イ　適正な教員採用と編成		
【12】適正な教員採用と編成		
教員編成方針に基づき、大学の事業計画と財務計画を踏まえた教員採用・編成を行う。	31	① 将来を見据えた教員採用と編成 令和8年度からの大学院の定員拡充及び新たなCNSコース開設、並びに第4期中期計画での重点的な取組を見据えて、教員編成方針に基づき教員の採用・編成を行う。大学の研究力向上や大学院の充実にも繋がるように、学内での教員人事（再任、学内募集を含む）を行う。
ウ　教育・学修環境の整備		
【13】教室等の教育・学修環境の整備		
教育効果を高めるため、教育備品等の整備計画を策定し、ＩＣＴ環境の整備等を通じ、教育・学修環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を進める。	32	① 教育環境の整備 教育備品等について、学科からの希望を踏まえて円滑な整備を行う。備品等の必要経費の算定については、新たな算定方法を適用することで、合理的で柔軟な予算活用ができることが期待される。 教育の効果、効率性を高めるために、教員・学生全てがアカウントを持っているWeb会議システムWebex®等の教育への活用をさらに推進する。 感染症蔓延状況を適切に判断し，状況に応じた感染予防対策を行い、安全、かつ十分に学修できる環境を整える。
【14】図書館機能の充実		
学術図書・雑誌の充実及び電子化を推進するとともに、教員・大学院生・学生等の利用者のニーズを踏まえた図書館機能のサービスの向上を推進する。	33	① 図書館機能の充実による教育・研究環境の改善 アンケート等の調査により、利用者ニーズを洗い出し、図書館の学習支援及び研究推進機能の整備・改善に努める。 図書館ガイダンス及び文献検索ガイダンスを実施し、電子資料とリモートアクセスの活用を促す。また、検索相談業務の周知を図る。
	34	② 図書館やヘルスプロモーション戦略研究センター等との連携 データポリシー策定及び科学研究費補助金事業の即時オープンアクセス義務化に伴い、ヘルスプロモーション戦略研究センターや情報担当部署と連携して、研究データに関するストレージについて検討するとともに、研究成果の公開方法や研究データ管理計画作成に関する広報活動を行う。
	35	③ 図書選定方法の見直し 令和５年度から令和６年度までの図書選定実績を踏まえ、教員の図書選定を効率化するため、図書選定方法を改善する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置		
ア　学生生活支援		
【15】学生生活支援		
主体的な学生生活を支え、豊かな人間形成や自立に資する体制として、大学生活支援プログラムや学生が相談しやすい体制などの生活支援の充実を推進する。さらに、困窮する学生に対する経済的支援、障害者・社会人等多様な学生への支援、健康管理に関する相談体制や課外活動・社会貢献活動等への支援体制の充実を促進する。	36	① 大学生活の支援体制の充実に向けた取組の検討及び継続実施 ア　新入生の安全・安心な大学生活への導入を図り、豊かな人間形成と自立した生活及び行動を可能とするため、大学生活支援プログラム、新入生研修を実施する。 イ　在学生生活調査は学生に趣旨・目的を周知し、回答率の維持・向上に努める。また、前年度の調査結果に基づき、安心安全な学生生活支援に向けたセミナー等の開催、および学内設備の改善、各種情報発信方法の検討など関係部署等との連携を図りながら計画的に実施する。 ウ　レジデントアシスタント（以下「ＲＡ」という。）を増員して、学生寮の適切な運営を図る。また、学生寮アドバイザー及びＲＡとの定期的な情報交換や、適時の学生寮運営検討会を開催して育成寮としての機能維持を目指す。 　平時から防犯や健康管理、感染症発生時の対応について寮生一人ひとりが自覚し、行動する意識の醸成が図られるよう支援する。 エ　自立した生活を送れるよう学生生活上の注意・連絡事項を随時ホームページに掲載または更新し、学生が常時閲覧して対応できる オ　上級生によるサポート体制を整備し、前年度の実施状況を踏まえ改善策を検討し、実施する。
	37	② 修学支援制度等による経済的支援の継続実施 ア　授業料免除制度・奨学金制度による経済的支援について引き続き学生に対し積極的に周知を図り、適切な支援を実施する。なお、感染症等の影響による経済的支援（実習宿泊費用助成）に関しては、継続助成できるよう大学基金管理運営委員会に諮る。 イ　令和２年度から新たに導入された本学が独自に行っている経済支援制度は、以下の２点である。 　(ｱ)　学部学生に対する授業料の1/4減免制度 　(ｲ)　大学院生に対する国の修学支援制度と同内容　の授業料減免制度 　なお、社会人経験者や学士保有入学者に対する授業料減免についても実施する。 ウ　令和6年度から導入されたクラウド型管理システムの活用状況に関するアンケート結果等を検証し、対象学生への適切かつ確実な連絡周知および利便性の向上を目指す。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
	38	③ 学生の健康管理・相談窓口体制の充実に向けた取組の検討及び継続実施 ア　各学科の特徴に合わせた制度（ゼミ制、チューター制、学年担任制）及びオフィスアワー等の活用により、学生の相談に適切に対応する支援体制を推進する。 イ　養護教諭及び臨床心理士による心の健康に関する相談体制の充実を推進する。 ウ　障害学生等支援実施要領に基づき、障害のある学生への支援体制及び合理的配慮の提供を推進する。また、支援ガイドを周知し、ＦＤ研修会の機会等を活用して障害学生への理解を深めるとともに支援体制の充実を推進する。なお、支援実績の振り返り及び関係要領等の規程の見直しを継続実施する。 エ　関係職員と連携し、定期健康診断、インフルエンザ等感染症対策、各種抗体検査等の実施の周知を適切に行う。 オ　感染症予防に向けた学生への情報提供と感染症対策を講じるとともに、適切な学修の保障につなげるための支援体制を継続実施する。 カ　学生の健康管理及びその相談体制についてホームページに掲載し、必要に応じて更新し自立した生活を送れるよう支援する。 キ　自分の健康管理として健やかカ検定の活用を推進する。
	39	④ 自主的な課外活動・地域貢献活動の支援体制の充実に向けた取組の検討及び継続実施 ア　学生の自主的な課外活動の支援体制について、自治会及びサークル代表者会議等の場を活用して継続して協議する。また青森公立大学との学生交流に関する活動も支援する。 イ　学生の要望の把握に努め、関係部署と協力し、課外活動や地域貢献活動等に必要な支援について継続的に検討・実施する。 ウ　学生の自主的な課外活動の活性化に向けて課外活動・地域貢献活動に関する情報提供の促進、及び活動成果等の報告の仕組みについて検討・実施する。また、学長賞（課外活動）に関しては、積極的に成果報告ができるよう促し、学生の主体的活動の活発化を目指す。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
イ　キャリア支援		
【16】キャリア支援・人材輩出		
学生及び卒業生のキャリア形成の支援体制を充実させるために、「キャリア開発センター」を開設する。 キャリア開発センターでは、学部教育と連携しつつ、学生の社会的・職業的自立を目指した体系的キャリア形成支援プログラムを実施する。 さらに、卒業生が地域で活躍するために必要な能力を向上させるための支援を行う。	40	① キャリア開発センターの運営 ア　キャリア開発センターが活発で円滑な組織運営になるよう、事業の計画・進捗管理・各事業の分掌と連携に関わる決定を行う。 イ　大学広報部署と連携し、キャリア開発センター事業についての情報発信・広報の充実を図る。 ウ　キャリア開発センターの事業評価に向けた準備を行う。
	41	② 学部生の体系的なキャリア形成支援 ア　学生が大学で身につけた保健医療福祉の能力を発揮できるキャリアを見つける支援として、求人票の管理、事業所説明会の開催、各学科の特性に即した進路指導、保健医療福祉関連施設への広報活動等を継続的に実施する。 イ　社会・地域に求められる人材となるための支援として、就職活動セミナー、公務員就職対策、障害のある学生へのキャリア支援を継続的に実施する。 ウ　女子学生のキャリア支援ホームページを継続運営する。
	42	③ 卒業生のキャリア形成支援体制の充実 同窓会との連携を図り、卒業生支援の企画・運営を支援する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
２　研究に関する目標を達成するための措置		
(1) 研究の実施体制の充実に関する目標を達成するための措置		
【17】研究実施体制		
「ヘルスプロモーション戦略研究センター」を設置し、地域課題の把握、研究戦略の策定、研究調整、研究成果の発信を効果的・効率的に行う。 大学院生や若手教員等が研究能力を高め、研究を実施し、研究成果を発表するための支援を行う。 定期的に研究環境の点検・改善を行うとともに、研究活動上の不正行為を防止するために不正防止説明会、内部監査を定期的に実施する。 外部との連携・協働を推進するため、青森県との定期的な連絡会議の機会等を活用し、情報の発信・収集を行う。	43	① 研究センター基盤の強化 研究推進ポリシーのもと、業務の効率化と円滑化のために、業務分担チームに各委員を配置するとともに、運営委員会と分担チームとの連携を強化してより創造的な活動を行う。 大学院生や若手教員等の研究能力を高めるために、若手・大学院奨励研究助成や論文発表推進特別支援助成金等の研究助成を行い、得られた研究成果をタイムリーに発表できるよう、研究支援を推し進める。 引き続き、青森県や関係団体等との連絡会議を通じて、社会ニーズ、研究ニーズの把握や情報発信、業務調整を行う。
	44	② 研究環境の点検・改善、不正行為防止の取組 研究環境の点検・改善（備品の整備を含む）に関して研究推進ポリシーに沿って、より効率的かつ効果的に研究活動を遂行できるよう、研究備品及び研究施設の共同利用を推進する。 研究の実施が円滑に進むよう、研究倫理委員会や動物実験委員会を効率的に運営する。 研究活動上の不正行為等を防止するために、引き続き、不正防止説明会、内部監査を定期的に実施する。また、学内のすべての研究者や大学院生等に対して、昨年度に導入した研究倫理教育プログラムの受講を義務付け、研究倫理教育と通して不正行為の防止等を強化する。 研究活動の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保できるよう定めた「青森県立保健大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」に沿って、本学の研究者等が本学ならびに研究資金配分機関等に適切な報告や申告等の実施を推進する。 研究データを適切に管理・利活用できるよう定めた研究データポリシーを公開し、本学と本学の研究者が持続可能な研究活動を行えるように支援する。 本学の研究活動を推進し、研究成果を地域社会の文化の向上と国際社会に還元することを目的として、附属図書館と連携してオープンアクセスポリシーを公開し、運用体制を強化して研究成果の普及と活用を促進する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
(2) 研究活動の積極的な推進及び研究成果の活用に関する目標を達成するための措置		
ア　研究活動の積極的な推進		
【18】研究活動の積極的な推進		
ヘルスプロモーション戦略研究センターにおいては、教員の多様な専門性を生かして、学際的・俯瞰的な視点から地域の健康課題の解決に資するプロジェクト型の研究を、計画的・戦略的に行う。 各教員の研究テーマについては、学内の研究予算を活用しながら、外部資金の獲得を促進し、地道なテーマであっても継続的な研究実施が可能となるよう研究環境を整える。また、大学内外の研究者交流や共同研究を促進するためのセミナーや研修の機会を設ける。 ＜数値目標＞ ・外部研究資金への応募申請を促進するため、学内個人研究費の配分へのインセンティブを設定する。それにより、年間の外部研究資金に関する研究者１人当たりの申請件数を過去２年間（平成30年度～令和元年度）の平均を上回るようにする。	45	① プロジェクト型研究の実施 第２期プロジェクト型研究の実施の最終年度なので、その運営及び情報発信並びに地域貢献及び人材育成への展開を推進する。 ヘルスプロモーション戦略研究（学科横断型）助成を募集し、採択後は第３期のプロジェクト型研究につながるように支援を強化する。
	46	② 研究活動の促進 ア　学内研究費による研究支援と外部研究資金の獲得 教員及び大学院生の研究活動を活性化するために、学内研究費による研究支援を行い、外部研究資金獲得のための研究基盤を形成する。 引き続き、サイボウズ（学内のグループウェア）を利用して、学内研究者向けに外部研究資金の各種公募情報を提供し続ける。 「論文発表推進特別支援助成金」の研究費枠を広げ、研究論文を公表の際に生じる論文掲載料の負担軽減をし、教員等が積極的に学術雑誌への投稿・受理を行えるように推進する。 また、海外での研究・調査及び学会発表等が活性化するよう教員、大学院生及び学部生に対し、「海外学術・国際交流助成金」等により継続的に助成を行う。 イ　研究者交流や共同研究を促進するための研究談話会等の開催 引き続き、研究センターと大学院が連携し、各研究プロジェクトとも協働しながら、外部講師を招いての特別講義や研究者交流や共同研究を推進する。 研究分野を超えた学術交流を推進するために、多様な目的や視点から研究談話会を企画し、継続的に実施する。

中期計画	小項目No.	令和７年度計画
実施事項及び内容		内　　容
イ　研究成果の活用		
【19】研究成果の活用		
ヘルスプロモーション戦略研究センターにおいては、研究成果を社会に還元するために、公開講座、研究発表会、大学雑誌、ホームページ等を活用して、県民や研究者・専門職に幅広く発信する。 研究成果を地域の産業振興等に生かすために、知的財産の創出・活用に係る活動を行う。	47	① 研究成果の還元 ア　公開講座等を通じた地域・県民への研究成果の還元 引き続き、公開講座や大学院公開ゼミ等では、感染予防対策を講じた上で、参集方式で実施して県民に研究成果を還元していく。 イ　研究発表会、大学雑誌等を通じた保健医療福祉人材や研究者への研究成果の還元 大学雑誌である「青森保健医療福祉研究」が質・量ともに充実するように、早期の査読を行い、J-STAGE（国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナルの公開システム）へ登載して研究成果を発信していく。 「論文発表推進特別支援助成金」によって掲載された研究論文の内容については、研究者にのみならず、本学入学を高校生等が興味を持ち、理解できるように公表・紹介していく。 地域の保健医療福祉人材との協働につながるように研究発表会を開催して、研究成果の社会への還元を継続的に推進する。 ウ　ホームページを通じた幅広い対象への研究成果の還元 研究センターのホームページを適時更新し、地域のヘルスプロモーションに資する情報、プロジェクト型研究などの成果をわかりやすく提供していく。また、ホームページで公開講座やセンター所掌の地域連携事業等の情報を発信していく エ　知的財産の創出・活用に係る活動 引き続き、知的財産ポリシーの下で、保有特許について、適宜整理し、研究資源の効率的な運営を行う。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
３　地域貢献及び国際交流に関する目標を達成するための措置		
(1) 地域との連携や地域社会の発展への貢献に関する目標を達成するための措置		
【20】地域連携・地域貢献		
ヘルスプロモーション戦略研究センターが中心となり、県民のヘルスリテラシーの向上を目指し、自治体や団体等と連携を図りながら、学生参画型の地域活動を推進する。 地域の健康課題を見いだし、その解決に資する研究や地域と連携した取り組みを学生教育に生かしていく。 大学を拠点とした地域住民、地域団体の活動を支援する。	48	① 自治体や団体等と協力・連携下での学生参画型地域活動の実施と学生教育への活用 「ボランティア活動推進に関する基本方針」に沿って、学生ボランティア登録制度を活用し、自治体等をはじめ、地域から求められる地域貢献活動についての情報提供を行い、学生や教職員がボランティア活動やヘルスプロモーション実践活動等に積極的に参画できるように推進する。 自然災害の発災時に、本学学生及び教職員が、地域が求めるボランティア活動に迅速かつ円滑に対応できるよう、学生ボランティア登録制度の活用を継続的に推進する。
	49	② 地域を基盤とした教育研究活動の実施 ア　地域におけるヘルスリテラシー向上を目指した連携事業の継続実施 地域のヘルスリテラシーの向上につなげる実践活動を推進するために、ヘルスプロモーション実践活動等の助成を継続的に実施する。 イ　大学を拠点とした地域住民・地域団体の活動支援 引き続き、本学の教職員の専門的知識や技術を活かし、大学を拠点とする地域活動について大学の教育や研究と連動させてWin-Winの活動に発展するように地域住民・地域団体との協働を進める。
【21】県民への学びの機会の提供		
県民にとって身近な学びの地域拠点として、ヘルスリテラシーの向上や豊かな暮らしにつながるテーマを選定し、公開講座や少人数ゼミなどをヘルスプロモーション戦略研究センターが中心となって開催する。	50	① 公開講座、少人数ゼミ等の開催 昨年度に引き続き、公開講座を通して、県民に対して学びの機会を提供する。地域とつながって実施している本学の研究をより良く理解してもらうよう、少人数ゼミとして「大学院公開ゼミ」を開催する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
(2) 地域の保健、医療及び福祉を担う人材に対する継続教育の実施に関する目標を達成するための措置		
【22】保健医療福祉人材への継続教育		
キャリア開発センターにおいて、大学が有する資源を活用し、地域の保健医療福祉人材に対する研修を効率的に行い、教育や研究基盤の充実につなげる。 大学院機能を活用しながら、現場実践のためのエビデンスづくりのための研究支援を行う。	51	① 専門職向けの研修会の企画・実施 ア　保健医療福祉に関わる現任教育として、県から委託されている社会福祉研修及び児童福祉司等義務研修を運営するとともに、研修内容のモニタリングを行い、必要に応じて研修内容及び体系の見直しを行う。 イ　青森県看護協会認定看護管理者教育課程について、連携協定に基づき、質の高い内容を確保できるよう関与する。 ウ　保健医療福祉職に必要な生涯学習内容について、キャリア開発センター及び各教員が主催する個別専門職研修及び多職種連携推進研修の実施及び支援を行う。 エ　八戸市立市民病院と包括的な連携協定を結んだクリティカルケア分野の認定看護師養成課程を開講し、キャリア支援の強化や看護師の県内定着につなげる。
	52	② 現場での研究支援 ア　大学・大学院の持つ教育機能の一部開放について調整・計画し、実施する。 イ　保健医療福祉の現場の事例や取組をケーススタディや実践研究として公表するための支援を行う。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置		
【23】国際交流		
ヘルスプロモーション戦略研究センターが中心となり、海外の大学や研究機関との連携・交流を推進し、学生の留学（短期研修を含む）や研究交流セミナー等を実施する。 学生（学部生、大学院生）、若手教員が、国際的な視野から学びを深め、研究成果を発信できるよう支援する。 地域に暮らす外国人の支援に貢献できる人材の育成に資する活動に取り組む。	53	① 海外の大学や研究機関との連携・交流の推進 ア　海外の大学・研究機関との連携・交流を通じた学生教育や共同研究等の推進 研究センターは、グローバルヘルスプログラムの推進の一環として、米国・ベトナムの各大学との間の連携や交流が円滑に進むよう支援していく。また、学部生や大学院生の交流に加えて、共同研究につながるような研究者間の交流を推進する。 引き続き、学生の海外短期研修（English Communication)が滞りなく実施できるよう、支援していく。 イ　学生及び若手教員への積極的な機会提供 連携協定先との交流に加えて、学部生、大学院生や教員が、国際的な視野から学びを深めることができるよう情報提供を行うとともに、直接的な活動を支援できるよう、寄附による基金を活用し交流の促進を支援していく。 また、海外での研究・調査及び学会発表等が活性化するよう教員、大学院生及び学部生に対し、引き続き「海外学術・国際交流助成金」等により助成を行う。
	54	② 保健医療福祉の現場における外国人支援に資する人材育成方策への取組 県内の保健医療福祉等の専門職が外国人クライアントに対応できる人材育成として、英語力を養うための「医療者対象の実践英語研修会」を継続的に実施する。 また、グローバルヘルスプログラム(GHP)が開始されることから、地域の保健医療福祉関連の国際事業や地域の外国人へのボランティア活動等に対し、GHP活動を支援する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
(4) 地域に必要な人材の輩出に関する目標を達成するための措置		
【24】地域に必要な人材輩出		
キャリア開発センターを中心に、保健、医療及び福祉で中核的役割を果たすことのできる人材の輩出及び定着を推進するために、県とともに市町村、県内医療機関、社会福祉施設並びに県内の保健、医療及び福祉分野の養成機関等関係機関と連携しながら、本学卒業生をはじめとする若者の県内での活躍・定着を推進する事業を行う。さらに、専門職向けの研修会の開催および専門職者の大学院での学修を促進する。 また、本学卒業生のＵターン促進のため、卒業生の就業状況の把握および就職先となる関係機関に関する情報を発信する仕組みを整え、同窓会ネットワークへの支援を充実させる。 ＜数値目標＞ ・県内就職率を、過去３年間（平成29年度～令和元年度）の平均を上回るようにする。	55	①本学卒業生の県内就職を促進する取組 ア　県内求人情報を早期に開示するよう、事業所訪問を通して働きかけを行うほか、県内事業所を含む求人情報のオンライン化を推進する。 また、県内就職の卒業生等を講師に招 き、学生が先輩から県内就職に関する情 報や魅力に触れられる機会を設ける。 イ　県内企業の合同事業所説明会への積極的な参加を促す。 ウ　４年生を対象に就職先決定要因調査の実施を継続し、本学学生が就職先を決定するにあたり重視している要件等を確認し、就職支援の充実を図る。
	56	② 地域定着枠関連事業 ア　地域定着枠の正しい理解を促進し、地域定着枠に適格な人材が多く志願するよう、高校生等への一層の周知を行う。 イ　地域定着枠合格者等の地域への理解及び関心を促進する事業を実施する。 ウ　地域定着枠の学生及び卒業生の学内での支援体制を充実し、実施する。 エ　地域定着枠の学生及び卒業生を受け入れる地域の取組が円滑に進むよう必要な事業を実施するなど支援する。 オ　令和7年度から、地域での勤務が始まることから、安心して勤務できるよう、連携・協力病院とともに、キャリアサポートプログラムの適切な運用・進捗管理を行う。また、キャリアサポートコーディネーターが定期的に訪問・面談するほか、卒業生同士の現状報告会、卒業生と在学生との情報交換会等、交流を継続し、地域定着枠のチームワークを継続的に構築する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
	57	③専門職の県内定着を促進する事業 ア　働きやすい職場づくりのためのダイバーシティ推進のため、県内の施設や企業が、多様性を尊重した職場づくりを通して人材獲得と育成ができるための情報共有や発信等の支援を行う。 イ　県内の病院等を対象に、新卒看護職者の県内定着を推進するため、講演、グループワーク、相互交流などの内容で採用力向上セミナーを開催する。これにより職場の内省や発信力を促進し、看護師の県内定着を推進する。 ウ　保健師の採用に苦慮している県内のへき地等自治体への本学保健師コースの卒業生の就職も含め、県内で働くことの魅力ややりがいに気付きを与えるイベントを実施する。また、前年度に行った意識調査のアンケートを基にスキルアップの支援や保健師の県内就職、定着に向けた体制作りを検討する。
	58	④ ＵＩターン促進に向けた取組の検討及び継続実施 ア　保健医療福祉に関わる関係者（本学卒業生以外の者も含む）のＵＩターンの支援のため、県内求人情報等、ＵＩターンに必要な情報をホームページで情報発信するとともに、卒業生には、同窓会LINEでも当該情報が届くよう、支援する。 イ　ＵＩターンの促進に向けた同窓会ネットワーク支援を継続実施する。
	59	⑤ 大学院での学修を通じた専門職者の活動を促進する取組 県内の保健医療福祉の専門職者が所属する関連団体等に大学院における研究内容等を紹介したパンフレットやSNSを駆使して大学院進学への意識向上を継続的に促進する（小項目No.６再掲）。 公衆衛生の分野を中心とした専門職者の大学院での学修を促進するために、MPHプログラムのPRを継続的に推進する（小項目No.10再掲）。 令和８年度に開設する新しいCNSコース(老人看護及び感染症看護)について、関連医療機関や関連学会等においても重点的にPRする。文部科学省により認定されたBPを活用するために、CNSコース（がん看護学領域）へ入学希望する社会人や病院、施設管理者に対して積極的なPRを継続的に推進する。（小項目No.６再掲）。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
Ⅲ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		
１　組織体制の強化に関する目標を達成するための措置		
【25】組織体制の強化		
理事長のリーダーシップにより迅速かつ戦略的な意思決定ができる体制を整えるとともに、内部統制等マネジメント体制の充実及び組織体制の強化を推進する。	60	① マネジメント体制の充実強化と点検 理事長のリーダーシップによる迅速かつ戦略的な意思決定ができる体制として、常勤理事連絡会議を開催する。（月３回程度：夏季休業期間を除く。） 大学運営に関する重要課題、将来の方向性等について自由な意見交換と学内での共有を図るため企画経営懇談会を開催する。（月１回：夏季休業期間を除く。）
	61	② 内部統制体制の充実と組織体制の強化 内部統制委員会を定期的に開催（年１回）し、独立的評価（監事監査、内部監査）及び日常的モニタリングによる内部統制システムが有効に機能していることを確認する。 監事監査、内部監査の計画的な実施により、役職員の責務が適正に果たされていることを確認する。 定款、規程等に基づき、適正な手続きにより理事長候補者を選考する。 学部運営連絡会議を有効活用し、各学科・部門間及び教員組織と事務組織の連携強化を進める。
【26】組織の再編・見直し		
本学が目指す姿を明確にし、実現するために、令和７年度を目標年度として、今後、教育、研究及び地域貢献を行っていくうえで重点的に取り組んでいく施策について自ら取りまとめた将来構想（平成30年４月策定）や「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月中央教育審議会答申）」を踏まえ、適時・適切に組織の再編・見直しを行う。	62	① 本学の将来構想や国が示す高等教育の将来像を見据えた組織の再編・見直し 18歳人口の減少等、大学を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応し、将来にわたり地域における保健医療福祉の拠点として貢献できる大学を目指し、令和７年度は事務局の組織・職制の最適化に向けた検討を行う。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
【27】職員の育成・適正な評価		
事務職員については、長期・計画的な育成を図るための人材育成プログラムに基づき、計画的なジョブローテーションによる多様な業務経験の獲得、初任者から管理職までの職位に応じた研修の実施及び大学職員としての専門知識やスキルなどの能力向上研修の実施等により、職員の育成を推進する。 適正な人事評価を実施し、その評価結果を、事務職員においては配置換え、配分業務の見直し及び給与への反映等に活用し、教員においては、再任審査及び給与への反映等に活用する。	63	① 人材育成方針に基づく人材育成 事務職員については、人材育成方針に基づき、計画的なジョブローテーションによる業務経験の多様化を図るとともに、職位別研修や公立大学協会が実施する研修等の受講により、大学職員に必要な知識やスキルを備えた人材として育成する。 また、キャリアプランシートの活用により、職員が自らのスペシャリティや能力開発の方向性を所属の上司と共有することで、自ら成長できる環境整備を図る。
	64	② 適正な人事評価の実施 事務職員については、能力評価、業績評価及びキャリアプランシートによる面談を行い、その結果を配置換え、配分業務の見直し、給与への反映に活用する。 教員評価については、新たな評価実施方法による実績を踏まえ、再任審査との連動性を確保しつつ評価内容、実施プロセス等の改善を図る。
２　組織運営の改善に関する目標を達成するための措置		
【28】効率的かつ効果的な組織運営		
予算編成と執行の適正化及び優れた教育・研究等の推進のため、教員及び事務職員が参加し、協議・調整等を行う会議、ＳＤ（スタッフ・ディベロップメント）等を開催する。 ※　ＳＤ（Staff Development）とは、事務職員、教員を含むすべての大学職員を対象に、必要な知識及び技能を習得させ、能力や資質を向上させるための取組の総称である。	65	① ＳＤ研修会等の開催 企画経営懇談会を開催し大学運営上の基本事項・重要事項に係る学内の共通認識の醸成を図るほか、学部運営連絡会議及び各委員会等での情報共有や企画立案などにおいて、引き続き教職協働を推進する。 また、より高度な大学運営に向け、新たな制度や社会情勢の変化等を踏まえた有意義なテーマを設定し、教職員を対象としたＳＤ研修会を開催する。（３回）
【29】監査業務の実施		
監事監査及び内部監査の計画的な実施により、適正かつ効率的な業務運営に取り組む。	66	① 監事監査の実施 大学の業務運営について定期的に監事監査を実施し、大学の業務運営や実施体制に関し、専門的な見地からチェックしてもらい、指摘事項や要改善事項については速やかに是正する。
	67	② 内部監査の実施 会計処理及び業務運営で点検が必要な事項を対象に、適法性、妥当性及びチェック体制等に係る内部監査を実施する。 なお、内部監査の結果、要改善事項があった場合には速やかに是正する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
【30】事務の整理及び組織・業務の検証		
業務プロセスの点検及び見直しを行うほか、事務の多様化に対応するための情報化の推進や有効なアウトソーシングを検討するなど、組織機能を継続的に検証・見直しを行う。	68	① 業務プロセスの点検及び見直し 日常業務の中で常に事務の縮減・効率化等を念頭に置き、改善点があれば実行に移す習慣を定着させるため、事務局課長会議の場等で定期的に確認する。 また、実態と乖離している制度や事務処理、非効率的な事務処理がある場合には是正する。
	69	② 情報化の推進やアウトソーシングの検討 費用対効果を勘案した情報化の推進により、事務処理の更なる効率化と正確性の向上を図る。 ・インターネット出願の導入 ・窓口のキャッシュレス化

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
Ⅳ　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		
1　自己収入及び外部資金の増加に関する目標を達成するための措置		
(1) 教育関連・財産関連等収入に関する目標を達成するための措置		
【31】教育関連・財産関連収入		
社会的事情並びに他大学の状況を分析し、必要に応じて学生納付金等の見直しを行い、適正な料金を設定する。 使用料又は利用料について、社会情勢等に対応した見直しを行い、適正な料金設定のもと、大学施設を広く一般に開放する。	70	① 教育関連収入の適正な設定 学生納付金については、社会情勢や他大学の状況把握に努め、必要に応じて見直しを検討する。
	71	② 使用料又は利用料の適正な設定 使用料又は利用料について、類似施設の状況把握に努め、社会情勢等に対応した適切な見直しを行う。 また、地域貢献の視点から大学の利用に支障が生じない範囲で大学施設の有料開放を進める。
(2) 外部資金（研究関連収入等）に関する目標を達成するための措置		
【32】外部資金の獲得		
教育・研究への効率的な資金投下と健全な財務運営を行うため、ヘルスプロモーション戦略研究センター等の研究活動を推進することにより、科学研究費助成事業や他の競争的資金、受託研究費、奨学寄附金及びその他の寄附金等の獲得に取り組む。 ＜数値目標＞ ・年間の外部研究資金の獲得額を、過去３年間（平成29年度～令和元年度）の平均を上回るようにする。	72	① 受託研究資金等外部資金の獲得 引き続き、研究センター等の研究活動を推進して、科学研究費助成事業や他の競争的資金、受託研究費、奨学寄附金及びその他の寄附金等の獲得を推進する。 科学研究費助成金の獲得のために、ピアレビュー制度を設け、運用する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
２　予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置		
【33】予算の適正かつ効率的な執行		
日常の業務指導のほか、教員会議や職員会議の場を通して、職員のコスト意識の向上に取り組む。 また、管理運営業務委託の適切な組合せによる一括契約や長期契約による運営経費の抑制等契約方法の適正化及び費用対効果を考慮した大学業務運営の一層の効率化により、大学運営経費の抑制に取り組み、予算を適正かつ効率的に執行する。	73	① 職員のコスト意識の向上 教員会議や職員会議等の様々な機会を捉えて、大学の財政状況に関する全学的な理解を促進し、予算の適正かつ効率的な執行に向けた意識の向上を図る。
	74	② 大学運営経費抑制の取組 昨今の人件費、物価の上昇基調に鑑み、管理運営業務等の契約については、 ・一括契約や長期契約のメリット・デメリットの再確認 ・委託業務内容の見直しなどを行い、運営経費の抑制に取り組む。 引き続き、省エネルギー、ペーパーレス化、支出の精査等により、運営経費の節減に取り組む。
３　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		
【34】資産の運用管理の改善		
大学の資産（土地、施設設備等）のうち十分活用されていない資産（職員宿舎の空き室等）について、活用方法の検討を行い、有効活用を進める。	75	① 職員宿舎等の有効活用 職員宿舎の空き室の有効活用策を継続し、教職員及び大学院生へ周知を図り、入居率の向上に努めるほか、中・長期的な視点での有効活用策について検討する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
Ⅴ　教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置		
1　評価に関する目標を達成するための措置		
【35】大学の自己点検・評価及び外部評価		
大学の自己点検・評価の方針、実施計画を定めるとともに、継続的質向上委員会において一元的に点検・評価し、是正・改善を進めるとともに、常に評価システムの改善を行う。 また、第三者評価機関による外部評価を受けてその結果を学内にフィードバックし、公表する。 これらの評価結果を活用したＰＤＣＡサイクルを運用することにより、教育研究活動、社会貢献活動及び大学組織運営等の改善を進める。	76	① 自己点検及び自己評価の実施 ＰＤＣＡサイクルを運用した自己点検及び自己評価を実施し、継続的な質の向上を図る。 そのために、年度計画に対する業務実績について、中間及び期末に大学内部局間評価及び監事ヒアリングを実施する。協議内容や指摘点については、継続的質向上委員会を中心に検討し、是正・改善を進める。 令和６年度に行われた第三期中期目標期間終了時見込業務実績評価の結果を踏まえて、第四期中期計画に係る検討を進める。 ※　ＰＤＣＡサイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことによって管理業務を継続的に改善していく手法である。
	77	② 第三者評価機関による評価の受審 前年度の業務実績（自己点検・評価報告書）に対して青森県地方独立行政法人評価委員会による評価を受け、結果を公表する。評価委員との協議内容と指摘事項については、継続的質向上委員会を中心に是正・改善を進める。 大学教育質保証・評価センターによる大学機関別認証評価の受審結果をもとに、指摘された改善を要する点、今後の進展が望まれる点の改善に関わる進捗管理を行う。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
【36】教員個々の自己点検・評価と目標設定		
教員評価システムにより、教育、研究、社会貢献及び組織運営の４領域について、各教員に自己点検・評価させ、その業績を適正に把握する。 ＦＤマップを活用して、各教員の能力開発のための適正な目標設定と動機付けを行う。 ※　ＦＤマップ（Faculty Development Map）とは、大学の教育研究等に携わる大学教員の能力開発に資するＦＤ指針及び資質向上のためのプログラムを体系化したものである。	78	① 教員評価システムによる自己点検・評価の実施とシステムの改善 教員評価システムを用いて、対象の教員が評価期間の４領域の業務実績について自己点検・評価を行い、目標・達成度評価シートを提出する。これに対して一次評価（学科内評価委員会による評価）及び二次評価（学長による評価）を実施し、各教員のさらなる業務の改善を図る。 また、教員評価結果を再任審査の選考に活用する。 教員評価システムの運用に関わる意見を集約し、必要時改善を行う。
	79	② ＦＤマップの周知、活用、改善 ＦＤマップの意義の教員への周知を図り、教員個人としての資質向上と、大学組織の中で各自の果たす役割をＦＤマップで認識してもらう。 各教員が目標・達成度評価表を作成する際に、各目標項目の末尾にＦＤマップのフェーズレベルⅠ～Ⅳを記入し、適正な目標設定と動機付けを図る。 令和６年度に行った2025年度改訂版ＦＤマップの活用状況について確認し、必要時改善を行う。
２　情報公開及び広報の推進に関する目標を達成するための措置		
【37】情報公開・広報推進		
社会から求められている教育研究活動や大学運営等に関する情報を積極的かつ適正に公開するとともに、各種情報媒体を有効に活用し、それらを相互に連携させた広報活動を展開する。	80	① 情報公開の推進 社会への説明が必要な教育研究活動や大学運営に関する情報を、適時確実にホームページに掲載する。 広報の対象に即した広報計画を立案し、継続的質向上委員会での審議を経て決定し、周知して実行する。紙を媒体とした広報は最小限にし、ホームページへ誘導できるように全学的に取り組む。
	81	② 幅広い広報媒体の活用 広報したい内容に即した広報ツールと広報ツール間の連携について、広報委員会を中心に検討し、効果的かつ効率的で、安全性の高い広報活動を行う。このための広報実施に関連する施要領等の改正を行う。 コンサルテーションをもとに課題を抽出したホームページについて、令和６年度から２か年計画で改修を行う。 大学を身近に感じてもらうことを目的とした公式Instagramからの情報発信を、学生ＩＣＴサポーターと連携しながら発展的に継続する。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
Ⅵ　その他の業務運営に関する重要目標を達成するための措置		
１　施設設備の維持管理及び活用等に関する目標を達成するための措置		
【38】施設設備の整備・活用		
長期保全計画に基づき、定期的な調査点検及び計画的な補修を行い、安全安心な教育研究環境を確保し、有効活用するほか、必要に応じて、教育研究の推進に基づく施設設備の整備を進める。	82	① 長期保全計画に基づく施設の改修等 長期保全計画の見直し結果に基づき、大学施設本体及び基幹となる設備について、優先度を考慮し、中期的な整備計画を作成する。 なお、大学運営に支障を及ぼす大規模な修繕については、次期中期計画期間中の運営費交付金の算定に係る協議において県の支援を求めていく。 教育研究機器、備品については、目的積立金を活用し優先度を考慮しながら計画的な整備を進める。 大学の大基幹システム（会計システム、学生管理システム）について、次期計画期間中の更新に向けた検討を行う。
２　安全管理に関する目標を達成するための措置		
【39】リスクマネジメント		
大学におけるリスクに迅速かつ的確に対応できるよう、教育、研修及び訓練を企画し、実施するとともに、その結果を検証し、見直すなど、リスクマネジメント体制を有効に機能させる。	83	① リスクマネジメント体制の機能強化 学内における事故や不正、不適切な事務処理などの未然防止及び発生時の迅速な対応に係る内部統制システムが適正に機能していることを定期的に確認する。（内部統制委員会の開催：年１回） また、災害時等における適切な対応について周知を図るため、危機対応マニュアルや安否情報確認システムの活用方法等について、研修会やガイダンス、訓練等を実施することにより、教職員、学生への周知を図る。
【40】情報セキュリティ		
情報セキュリティポリシー等の規程類を継続的に見直し、情報の管理体制及び運用の適正化を行う。また、個人情報保護の理解を深めるための講習会等を定期的に行い、意識啓発を推進する。	84	① 情報システムの改変と管理体制の強化 令和6年度に実施したクラウド移行について、安定性と利便性、並びにセキュリティの観点からの検証を行う。第4期中期計画を見据えて、大学全体の情報システムのあり方と必要な資源について検討する。
	85	② 個人情報保護の理解と意識啓発 エンドユーザー（教職員及び学生）に対して、情報セキュリティ、個人情報保護に関わる理解やスキルの向上のための研修や意識啓発を行う。

中期計画 実施事項及び内容	小項目 No.	令和７年度計画 内　　容
３　人権啓発及び法令遵守に関する目標を達成するための措置		
【41】人権啓発・法令遵守		
学内における各種ハラスメント行為の防止、人権相談への適切な対応等学生及び職員の人権侵害への対策を徹底するため、人権に係る研修等を実施する。 法令遵守に関する研修等を実施し、犯罪や不法行為の未然防止等に取り組む。	86	① 人権に係る研修等の実施 各種ハラスメント行為の防止について、学生及び職員を対象としたガイダンスや研修会により周知を図る。 また、各種ハラスメント行為に関する個別事案を把握した場合は、人権に関する委員会を開催し、適時・適切に対応する。
	87	② 法令遵守の推進 職員や学生に対し、研修会やガイダンス等を通じて、ハラスメント防止、公益通報者保護制度、研究に係る不正行為防止、その他法令遵守に関する意識向上を図る。

（別紙）

1　令和7年度予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,313
自己収入	652
授業料等収入	604
雑収入	48
受託研究等収入	23
補助金収入	－
目的積立金等取崩収入	62
計	2,050
支出	
業務費	1,766
教育研究経費	452
人件費	1,314
一般管理費	261
受託研究等経費	23
補助金等	－
計	2,050

（注1）百万円未満は四捨五入

（注2）人件費には、退職手当を含む。

2　令和7年度収支計画

（単位：百万円）

区分	金額
費用の部	2,014
経常費用	2,014
業務費	1,792
教育研究経費	458
受託研究等経費	20
役員人件費	20
教員人件費	989
職員人件費	305
一般管理費	150
財務費用	－
雑損	－
減価償却費	72
臨時損失	-
収益の部	2,000
経常収益	2,000
運営費交付金収益	1,313
授業料等収益	616
受託研究等収益	22
補助金収益	－
雑益	49
財務収益	0
資産見返負債戻入	－
臨時収益	－
純利益	△ 14
目的積立金等取崩額	53
総利益	39

3　令和7年度資金計画

（単位：百万円）

区分	金額
資金支出	2,050
業務活動による支出	1,930
投資活動による支出	120
財務活動による支出	-
次年度への繰越金	－
資金収入	2,050
業務活動による収入	1,988
運営費交付金による収入	1,313
授業料等による収入	604
受託研究等による収入	23
補助金収入	－
その他の収入	48
投資活動による収入	－
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	62